

令和 7 年度 第1回浦添市教育振興審議会 傍 聴 要 領

1. 傍聴する場合の手続き

- (1) 審議会の傍聴を希望される方は、審議会の開催予定時刻20分前から10分前までに、会場受付において傍聴者受付簿に住所及び氏名を記入し、係員の指示に従い待機してください。
- (2) 今回の会議の傍聴定員は5名までとなります。定員を超過した場合は、抽選により決定いたします。
- (3) 審議会の傍聴者として決定された方は、係員の指示に従い会場に入場してください。

2. 傍聴者の遵守事項

審議会の傍聴者は、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議開催中は、会長の指示に従い静粛に傍聴し、みだりに席を立たないこと。
- (2) 会議において発言はしないこと。
- (3) 委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (4) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (5) 会場内で、飲食、喫煙等をしないこと。
- (6) 会場内で、写真撮影、録音、録画等をしないこと。
- (7) 会場内で、携帯電話は電源を切り、使用しないこと。
- (8) その他会場の秩序を乱し、会議の進行を妨げるような行為をしないこと。

3 会場の秩序維持

- (1) 傍聴者は、審議会を傍聴するに当たって、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記「傍聴者の遵守事項」に違反したときは、これを注意し、これを改めないときは、退場していただくことがあります。